

# KITAGIN NEWS RELEASE

さあ、ユニークバンクへ。  
 北日本銀行

2025年12月24日

各 位

## 貸金庫規定改定について

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

### 1. 改定の対象となる規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 自動貸金庫規定

### 2. 改定内容

#### (1) 主な改定内容

- ①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと等を追加

#### (2) 格納いただけない「現金」について

日本円（注）、外国通貨ともに格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ①日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））  
詳しくは日本銀行HPをご確認ください。

[https://www.boj.or.jp/note\\_tfjgs/note/valid/issue.htm](https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm)

### 3. 改定日

2026年4月1日（水）

# KITAGIN NEWS RELEASE

---

## 4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客さまにおかれましては、次回の、貸金庫ご利用時等にお取り出しくださいますよう、お願ひいたします。
- (2) 自動貸金庫をご利用いただいているお客さまにおいては、「ご利用目的」の書面については、4月以降、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきます。お手元に届き次第、ご返送、または窓口へのご提出によりご申告をお願いいたします。

以上

**[本件に関するお問い合わせ先]**

事務システム部（担当：滝川）

TEL : 070-8848-5187

貸金庫規定改定前後対照表

改 定 前	改 定 後
貸 金 庫 規 定	
<p><b>第1条（格納品の範囲）</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公社債券、株券その他の有価証券</li> <li>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</li> <li>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</li> <li>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</li> </ul> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p>	<p><b>第1条（格納品の範囲）</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公社債券、株券その他の有価証券</li> <li>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</li> <li>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</li> <li>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</li> </ul> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</li> <li>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</li> </ul>
<p><b>第2条（利用目的の確認）</b></p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が1.に定める範囲を逸脱するこがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p> <p style="background-color: yellow;">【赤字を追加】</p>	<p><b>第2条（利用目的の確認）</b></p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が1.に定める範囲を逸脱するこがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p> <p style="background-color: yellow;">【赤字を追加】</p>
<p><b>第2条（契約期間等）～第11条（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p>【省略】</p>	<p><b>【以下旧第2条から第11条まで、条数繰り下げ】</b></p> <p><b>第3条（契約期間等）～第12条（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p>【省略】</p>
<p><b>第12条（解約等）</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借主が使用料を支払わないとき</li> <li>② 借主について相続の開始があったとき</li> <li>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えたるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</li> <li>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</li> </ul>	<p><b>第13条（解約等）</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借主が使用料を支払わないとき</li> <li>② 借主について相続の開始があったとき</li> <li>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えたるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</li> <li>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</li> </ul>

貸金庫規定改定前後対照表

改 定 前	改 定 後
<p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>【(3) 以下省略】</p> <p>第 13 条（貸金庫の修繕、移転等）～第 16 条（規定の変更） 以下省略</p>	<p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p> <p>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</p> <p>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p> <p>【赤字を追加】</p> <p>【(3) 以下省略】</p> <p>【以下旧第13条から第16条まで、条数繰り下げ】</p> <p>第 14 条（貸金庫の修繕、移転等）～第 17 条（規定の変更） 以下省略</p>
以 上	以 上

自動貸金庫規程改訂前後対照表

改 訂 前	改 訂 後
自動貸金庫規定	
<p><b>第1条（格納品の範囲）</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公社債券、株券その他の有価証券</li> <li>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</li> <li>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</li> <li>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</li> </ul> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p>	<p><b>第1条（格納品の範囲）</b></p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公社債券、株券その他の有価証券</li> <li>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</li> <li>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</li> <li>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</li> </ul> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</li> <li>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</li> </ul>
<p><b>第2条（利用目的の確認）</b></p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が1.に定める範囲を逸脱するがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p>	<p><b>【赤字を追加】</b></p> <p><b>【以下旧第2条から第13条まで、条数繰り下げ】</b></p> <p><b>第3条（契約期間等）～第14条（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p><b>【以下省略】</b></p>
<p><b>第14条（解約等）</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第11条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借主が使用料を支払わないとき</li> <li>② 借主について相続の開始があったとき</li> <li>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</li> <li>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</li> </ul>	<p><b>第15条（解約等）</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第11条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借主が使用料を支払わないとき</li> <li>② 借主について相続の開始があったとき</li> <li>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</li> <li>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</li> </ul>

**自動貸金庫規程改訂前後対照表**

改 訂 前	改 訂 後
<p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>【（3）以下省略】</p> <p>第 15 条（貸金庫の修繕、移転等）～第 20 条（規定の変更） 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p> <p>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</p> <p>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p> <p align="center"><b>【赤字を追加】</b></p> <p>【（3）以下省略】</p> <p>【以下旧第15条から第20条まで、条数繰り下げ】</p> <p>第 16 条（貸金庫の修繕、移転等）～第 21 条（規定の変更） 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>